

第 4 章	社会(歴史)	名前:	日 付	No.01
	奈良			

[問題 1]

次の各問いに答えよ。

- (1) 701 年につくられた刑罰と政治のしくみを定めた法律を何というか。
- (2) (1)はどここの国の法律にならってつくられたか。
- (3) 「令」とは、政治のしくみのことであるが、「律」とは何か。
- (4) 律令をもとに政治を行う国を何というか。

[解答欄]

(1) 大宝律令	(2) 唐	(3) 刑罰のきまり	(4) 律令国家
----------	-------	------------	----------

[解説]

[大宝律令(701年)]
 唐の律令を手本
 律:刑罰のきまり
 令:政治を行ううえでのきまり

壬申の乱によって、巨大な兵力と権力をにぎった天武天皇は、その権力を背景に天皇中心の政治を行い、中央集権国家建設の事業を強力に推し進めた。天武天皇の死後は、皇后であった持統天皇が事業を引き継いだ。こうして、天武・持統両天皇の時代に、大化の改新以来の中央集権国家建設の事業は、ようやく完成に近づいた。

701 年に大宝律令が完成し、律令政治のしくみがととのった。(大宝律令、慣れはじめ(701)) 大宝律令は唐の律令を手本としたものである。「律」は刑罰のきまりで、「令」は行政組織や租税や労役、役人の服務規程など、国家統治に必要なさまざまな条項を定めたものである。

律令に基づいて政治を行う国家を律令国家という。有力豪族は貴族とされて律令国家に組み込まれ、それまでの豪族の支配から天皇が中心になって全国を統一して支配する仕組みが整った。

[問題 2]

律令政治が始まったことで豪族の支配からどのような支配の仕組みに変わったか。

[解答欄]

天皇が中心になって全国を統一して支配する仕組みになった。

[問題 3]

大宝律令により、全国を支配するしくみが細かく定められた。これについて、次の各問いに答えよ。

- (1) 中央には二官八省が置かれた。二官のうち、神々の祭りの儀式をつかさどる役所を何というか。
- (2) 都の高い地位の豪族を何というか。
- (3) 地方には、(2)が何として派遣されたか。
- (4) (3)の下におかれ、地方の豪族が任じられたのは何か。

[解答欄]

(1) 神祇官	(2) 貴族	(3) 国司	(4) 郡司
---------	--------	--------	--------

[解説]

[律令による役所のしくみ]	
(中央) 太政官と神祇官	
(地方) 国司 (中央の貴族)	
郡司 (地方の豪族)	
太宰府 (九州), 多賀城 (東北)	

大宝律令で定められた統治組織は、中央に、神々の祭りの儀式をつかさどる神祇官と、一般政務をつかさどる太政官の二官があり、太政官のもとには八つの省がおかれた。

地方は 66 の国に分けられ、中央の貴族が国司として派遣された。

国はさらに郡に分けられ、地方の豪族から選ばれた郡司に治めさせた。

さらに、九州には、九州地方の政治のほかに外交や防衛にあたる太宰府がおかれた。

現在の宮城県には、東北地方の政治や軍事を担当する多賀城が設置された。

[問題 4]

国司や郡司はどのような人々が任命されたか、次のことばをすべて用いて説明せよ。

[国司 貴族 豪族 郡司]

[解答欄]

国司は中央の貴族、郡司は地方の豪族が任命された。

[問題 5]

次の各問いに答えよ。

- (1) 太宰府は何地方の役所か。
- (2) 太宰府は、(1)地方の政治のほかにどのような仕事を担当したか。
- (3) 東北地方の政治や軍事を担当した役所が現在の宮城県に設置された。その役所名を答えよ。

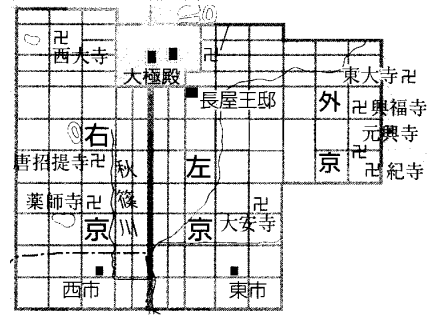
[解答欄]

(1) 九州地方	(2) 外交や防衛	(3) 多賀城
----------	-----------	---------

[問題 6]

次の各問いに答えよ。

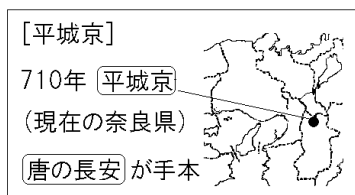
- (1) 右図の都は、律令国家の実現を目指すため、新しい都として当時の中国の都である長安にならって作られた。何という都か。漢字 3 文字で答えよ。
- (2) 当時の中国は、何という国であったか。漢字 1 文字で答えよ。
- (3) 天武天皇の孫で、当時、天皇に次ぐほどの大変な実力者であったといわれている人の屋敷は何か。右の図中から選べ。
- (4) 聖武天皇の「鎮護国家」の理想に基づいて巨大な金銅仏が建てられたのは何という寺か。図中から選べ。



[解答欄]

(1) 平城京	(2) 唐	(3) 長屋王邸	(4) 東大寺
---------	-------	----------	---------

[解説]

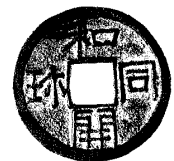


7 世紀後半の天武天皇以降、天皇中心の中央集権化された律令国家が完成し、701 年には大宝律令がつくられた。それまで、都は天皇が変わるたびに、変えられていたが、律令国家の新しい都として、**710 年**に、現在の**奈良県**に**平城京**がつけられた。(南都(710)平城京) 以後、約 80 年間は**奈良時代**という。平城京は、**唐**の都**長安**を手本にしたもので、広い道路によってごぼんの目のように整然と区画され、中央を南北に走る朱雀大路によって左京と右京にわけられていた。このような大規模な都がつけられたのは、中央集権的な国家体制がととのい、国家の富が天皇・貴族に集中したためであった。

[問題 7]

次の各問いに答えよ。

- (1) 710 年に奈良につくられた新しい都を何というか。
- (2) (1)の手本となった、中国の都を何というか。当時の名称で答えよ。
- (3) 当時の中国の国名を答えよ。
- (4) (1)の市では、さまざまな品物が取り引きされ、右の資料のような銭貨が使われた。
資料の銭貨を何というか。

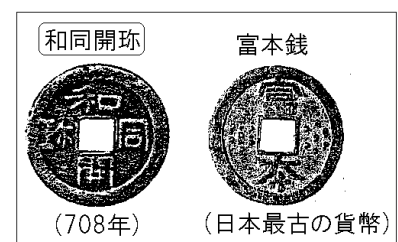


[解答欄]

(1) 平城京	(2) 長安	(3) 唐	(4) 和同開珎
---------	--------	-------	----------

[解説]

わが国最古の貨幣は**富本銭**である。また、武蔵国から銅が産出されたのを記念して、708 年に**和同開珎**が作られた。平城京には東西に市がおかれ、さまざまな品物が取り引きされたが、和同開珎はそのときに使用されたと考えられる。しかし、一般には稲や布などの物品による取引が行われていたために、平城京やその付近以外では流通しなかった。



[問題 8]

次の文の①～⑤に適語を入れよ。

律令政治のもとでは、(①)年ごとに戸籍がつくられ、人々は(②)または賤民として登録された。
これにもとづいて、(③)歳以上のすべての人に(④)田があたえられ、死んだあと、国に返すとい
う(⑤)法という制度が行われた。

[解答欄]

① 6	② 良民	③ 6	④ 口分	⑤ 班田収授
-----	------	-----	------	--------

[解説]

[班田収授法] ← 公地・公民
6年ごとにつくられる戸籍にもとづいて
6歳以上の人に口分田をあたえる。

645年に始まる大化の改新によって、それまで豪族が支配してきた土地と人々を国のものとする公地・公民の方針が定められた。しかし、実際に公地・公民の方針を具体化できたのは、672年の壬申の乱に勝利して天皇中心の中央集権を実現した天武天皇とそのあとを継いだ持統天皇(天武天皇の後)以降であった。持統天皇のもとで、班田収授の基礎となる戸籍が整備され、692年に全国的な班田収授が始まった。701年の大宝律令で律令制度が完成したが、この律令制度の下では、6年ごとに戸籍がつくられ、人々は、良民と賤民に分けて登録された。戸籍に登録された6歳以上のすべての人々に口分田があたえられ、死ぬと国に返させた。この制度を班田収授法という。

[問題 9]

次の家族の場合、何人に口分田があたえられるか。

[父 38 歳 母 35 歳 男子 15 歳 男子 9 歳 男子 1 歳 女子 12 歳 女子 7 歳 女子 4 歳]

[解答欄]

6 人

[解説]

班田収授法によって、戸籍に登録された6歳以上のすべての人々に口分田があたえられた。
この問題の家族の場合、6歳以上であるのは6人である。